

特集号

# 広報南小国

発行所  
南小国村役場  
TEL 16・29  
編集企画課  
印刷 穴井印刷所

昭和38年11月7日  
特集号

選舉の執行事務について  
輯号の発行の機会があり  
ますので、或は他の方法  
によつて、示達発表済の  
ため、重複する点もあり  
得ると思ひますが、選挙  
の重要性に鑑みまして、  
重ねて記載する事に致し  
ました。

公職選挙法に基づいて  
行われます選挙の度毎そ  
の外、隨時選挙管理委員  
会として選挙管理事務上  
各特定駐在員の方を通じ  
て概ね調査事項や配付物  
等その一人一人が知りた  
い必要な事柄や届出等大  
体示達して居りますが、  
ともあれ広報南小国の特

## —今度の選挙に望んで—

南小国村選挙管理委員会委員長 太田 辺

て要点を申し上げたい事  
は沢山ありますが、何分  
紙面の関係がありますの  
で、ここでは二三の項目  
に止めて、置きます。

先づ此度の選挙は来る  
十一月二十一日衆議院議  
員総選挙と最高裁判所裁  
判官国民審査投票が行わ  
れます。投票時間は、從  
来午前七時から午後六時  
までありましたが、今  
回は二時間延長になります  
して、午後八時までであ  
りますが、特に本村内中  
第四投票所星和小学校下  
区域、第六投票所黒川小  
学校下区域の二投票区は  
一時間繰り上げの午後七  
時までであります。次に  
名簿関係で申しますと、  
選挙権の選挙資格の要件  
中に引き続き、三ヶ月以來  
その市町村の区域に住所  
を有する者とありますと  
選挙権の選挙資格の要件  
書換はゆるされませんの  
で、前に申しました通り  
もし星和から中原に嫁入  
りした人で現在所の投票  
区の名簿に登載されて居  
らない方は、第四投票所  
星和小学校の投票所に投  
票に行く事になり從ひま

して星和校での投票は午  
後七時までだと云ふ観念  
を持つて戴きたい。之は  
其の一例であります。

それから今度の選挙で  
使用する選挙人名簿は本  
年四月三十日の村長並に

村議會議員選挙どきの名

簿を使用しますが、念の  
為申しますと、本年九月

十五日現在で調製する基

本選挙人名簿はこの十一

月五日から十五日間役場

に於て毎日午前八時三十

分から午後五時まで、関

係者の縦覧に供しまして

十二月二十日に確定しま

すが、従来の例によりま

すと、選挙の直前になつ

て、入場券が来ない等と

申し出る向がありますが

が期間内に発見され名簿

に登載される事になります

ので、名簿の縦覧を奨

励しますと共に、住所の

異動のあつた方や始めて

選挙権の出来た人方は特

に縦覧期間内に縦覧され

るよう申し進めます。

## 地方選挙の記録から

(昭和38年4月30日)

	投票所	有権者数	投票者数	投票率
第一投票区	中央公民館	986人	941人	95.44%
第二ヶ	中原ヶ	493	479	97.16
第三ヶ	満願寺小学校	440	427	97.05
第四ヶ	星和ヶ	303	282	93.07
第五ヶ	波居原ヶ	231	218	94.37
第六ヶ	黒川ヶ	572	532	93.00
第七ヶ	黄川分校	50	46	92.00
第八ヶ	米山	199	196	98.49
第九ヶ	湯田	250	244	97.60
第十ヶ	馬場	217	208	95.85
第十一ヶ	荒倉	319	303	94.98
第十二ヶ	滝下	114	110	96.49
合計		4,174	3,986	95.50

## 前回総選挙の記録から

(昭和35年11月20日)

	投票所	有権者数	投票者数	投票率
第一投票区	中央公民館	973人	813人	83.56%
第二ヶ	中原ヶ	503	424	84.29
第三ヶ	満願寺小学校	435	354	81.38
第四ヶ	星和ヶ	303	230	75.91
第五ヶ	波居原ヶ	250	202	80.80
第六ヶ	黒川ヶ	553	434	78.48
第七ヶ	黄川分校	54	50	92.59
第八ヶ	米山	210	188	89.52
第九ヶ	湯田	255	227	89.02
第十ヶ	馬場	216	175	81.00
第十一ヶ	荒倉	338	264	78.11
第十二ヶ	滝下	125	98	78.40
合計		4,215	3,459	82.06

# よい票 よい政治 よい暮し

(新聞標語)

二十一日は、衆議院議員の投票日です。わたくしたちが、國の政治に参与できる権利の一つです。わたくしたちの意志を國の政治に反映させ

## この一票人の指図は

(新聞標語)

あなたが選ぶ選良は、あなた自身の考へで決めなければなりません。人からたのまれて投票したり、いろいろなものをもらつた代りに投票すると罰されます。また立候補

## うけません

(新聞標語)

していなない人や実在しない人の名前を書いても無効です。新聞や選挙公報をよく御覧になつて選んで下さい。

何日現在かといふことが問題になりますが、こんどの場合は十一月一日(名簿調整現在期日)に満二十才に達する者、つまり昭和十八年十一月二日以前に生れた人で十一月三ヶ月以上居住している人は有権者だということです。

総選挙と同時に、最高裁判所判事の国民審査が行われます、「俺は悪い官に用はない」よくこんな言葉をきくますが、新聞などに、個人の判事が取り扱つた裁判例や歴史が紹介されていますので慎重な判断のもとに審査して下さい。

一票一票が明るい社会のもととなる

あなたの一票がつくるよりよいみんなの暮らし

あなたの一票が明るい社会のもととなる

私が選ぶよい政治

本紙第一号四頁の選挙

人名簿記事のうち、縦覧

しますとあるを縦覧に供

しますと改め、来年とあ

るを本名簿効力発生後に

改め、(昭和三十九年十

月開院式(明23)

の開院式(明23)

の開院式(明23)